

案件概要書

2016年6月28日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：バングラデシュ全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：
バングラデシュ人民共和国の若手行政官等を対象とする留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野で知識の習得を通じて同国の経済成長促進に貢献できることを目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュにおいては、非効率な行政、汚職、法と秩序、司法制度などの問題が、持続的な開発を阻害する要因となっている。政府は第7次五か年計画（2016～2020）において、ガバナンスを重点分野の一つとして位置付け、行政能力と効率性の向上に加え、公共セクター事業の効果的なモニタリングと評価により、良い統治（Good Governance）を確立し、ひいては、人々に質の高い公共サービスが提供できる仕組みの確立を目指している。これらの戦略の実施に関しては、中長期的な政策・計画の策定能力や、その計画を実現させるための制度の構築能力などをもった人材の育成が重要であり、本事業はそのための支援として位置付けられる。

- (2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

「対バングラデシュ国別援助方針（2012年6月）」における重点分野「社会脆弱性の克服」の開発課題として「行政能力向上」が定められ、いずれの援助重点分野においても行政能力の向上と制度構築が重要な課題であると分析されている。また、横断的な留意事項として、ガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるように留意することとしており、本事業はこれら分析、方針に合致する。

- (3) 他の援助機関の対応

バングラデシュにおいて類似事業を実施するドナーとしては、豪州、カナダ、英国等の欧米諸国や韓国、タイ等の奨学金事業が挙げられる。詳細は協力準備調査にて確認する。

- (4) 本事業を実施する意義

同国における中核人材の育成は継続的課題となっており、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

- (1) 事業概要

- ① 事業の目的

本事業は、バングラデシュの指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得（修士・博士）を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決を通じて経済成長の促進に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 実施内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 33 名（第一期分。修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において同国の優先開発課題の分野での知識の習得のために留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 他の JICA 事業との関係：なし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

財務省（Ministry of Finance）

② 他機関との連携・役割分担

特になし。

③ 運営／維持管理体制

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、人事省、計画省、教育省、在バングラデシュ日本国大使館、JICA バングラデシュ事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前回（2014～2017 年度派遣分）の対バングラデシュ無償資金協力「人材育成奨学計画」は、4 期を通じて対象分野及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定の上、実施した。その結果、年度毎に計画策定していた従前の事業と比べ、開発課題に対して中長期的に整合した計画とすることができた。これを踏まえ、本事業に関しても同様に、4 期一貫した計画とする。そのために協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、適切な人材を多く選出できるように各対象の選定を行う。

前回までは、当該年度に来日する留学生の募集選考は前年度に実施していたものの、E/N の締結自体は当該年度に実施していたため、閣議や E/N 締結の時期により留学生の来日計画に影響するリスクを含んでいた。今回、同リスク解消のため、E/N 締結後に留学生の募集選考から留学実施まで一貫して行う方式に変更する。

以 上